

鳥取県サンドリサイクル協働連携推進交付金の事務手続きについて

1. 事業計画書の提出(交付対象事業に着手する20日前まで)

- 事業費を増額または事業期間を変更する場合も同様です。
- 事業着手に緊急を要する場合は下記問い合わせ先にご連絡ください。
- 事業計画書は、下記提出先へ郵送または持参してください。

2. 交付申請書の提出(提出時期は下表のとおり)

- 交付申請書は、下記提出先へ郵送または持参してください。
- 実績報告は、交付申請をもって代えるものとします。

| 交付対象事業 | 交付申請の時期 | 備考 |
|------------------------------|---|-------|
| 単独事業 (当該年度又は翌年度交付) | 1. 当該年度の2月28日までに完成した事業は当該年度の3月10日まで 2. 当該年度の3月1日から3月31日までに完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで | 起債対象外 |
| 単独事業 (後年度交付) | 1. 当該年度に完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで 2. 当該年度事業を繰越して完成した事業は翌々年度の4月1日から6月30日まで | 起債対象 |
| 浜の活力再生交付金事業 (当該年度又は翌年度交付) | 1. 当該年度の2月28日までに完成した事業は当該年度の3月10日まで 2. 当該年度の3月1日から3月31日までに完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで | 起債対象外 |
| 港整備交付金事業 (当該年度又は翌年度交付) | 1. 当該年度の2月28日までに完成した事業は当該年度の3月10日まで 2. 当該年度の3月1日から3月31日までに完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで | 起債対象外 |
| 港整備交付金事業 (後年度交付) | 1. 当該年度に完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで 2. 当該年度事業を繰越して完成した事業は翌々年度の4月1日から6月30日まで | 起債対象 |
| 漁港機能増進事業 (当該年度又は翌年度交付) | 1. 当該年度の2月28日までに完成した事業は当該年度の3月10日まで 2. 当該年度の3月1日から3月31日までに完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで | 起債対象外 |
| 漁港機能増進事業 (後年度交付) | 1. 当該年度に完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで 2. 当該年度事業を繰越して完成した事業は翌々年度の4月1日から6月30日まで | 起債対象 |
| 水産業競争力強化漁港機能増進事業 (後年度交付) | 1. 当該年度に完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで 2. 当該年度事業を繰越して完成した事業は翌々年度の4月1日から6月30日まで | 起債対象 |
| 水産物供給基盤機能保全事業 (後年度交付) | 1. 当該年度に完成した事業は翌年度の4月1日から6月30日まで 2. 当該年度事業を繰越して完成した事業は翌々年度の4月1日から6月30日まで | 起債対象 |

3. 交付決定及び額確定(交付申請を受けた日から30日以内)

◎交付金の支払い

- 交付決定及び額確定後、速やかに交付金を支払(精算払)います。

資料提出・問い合わせ先 県土整備部 河川港湾局 港湾課 漁港担当
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
TEL:0857-26-7311
Email:kouwan@pref.tottori.lg.jp